

改正案	現行
<p>別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、<u>2,660MHz から 2,690MHz までの周波数の電波を使用するもの</u> (略)</p> <p>(4) <u>設備規則第49条の23の2に規定する携帯移動地球局</u></p> <p>ア <u>適用の範囲</u> 電気通信事業者が、スラヤ衛星を利用して携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局に適用する。</p> <p>イ <u>免許主体</u> 電気通信事業者(電気通信事業者になる見込みのある者を含む。)であること。</p> <p>ウ <u>通信の相手方</u> 「スラヤシステムの人工衛星局」であること。</p> <p>エ <u>無線設備の常置場所等</u></p> <p>(ア) <u>常置場所</u> 当該事業者の事業所の所在地であること。</p> <p>(イ) <u>移動範囲</u> 当該電気通信事業者の業務区域内とする。</p> <p>オ <u>工事設計等</u> 空中線電力は、空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力が <u>17.8dB (1ワットを0dBとする。)</u> 以下になるものであること。</p> <p>(5) <u>インマルサット携帯移動地球局</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>工事設計等</u> 空中線電力は、空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力が各システムに応じて次の値以下になるものであること。</p> <p>(ア) <u>インマルサットC型</u> 16デシベル(1ワットを0デシベルとする。以下(5)において同じ。)</p> <p>(イ)～(ク) (略)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>海洋観測用ブイに開設する無線局でインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行う地球局</u></p>	<p>別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局 (略)</p> <p>(4) <u>インマルサット携帯移動地球局</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>工事設計等</u> 空中線電力は、空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力が各システムに応じて次の値以下になるものであること。</p> <p>(ア) <u>インマルサットC型</u> 16デシベル(1ワットを0デシベルとする。以下(4)において同じ。)</p> <p>(イ)～(ク) (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>海洋観測用ブイに開設する無線局でインマルサット人工衛星の中継により無線通信を行う地球局</u></p>

ア～カ (略)

2・3 (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1)～(4) (略)

(5) 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う特定無線局で、2,660MHz から 2,690MHz までの周波数の電波を使用するもの
(略)

(6) 設備規則第 49 条の 23 の 2 に規定する携帯移動地球局に係る特定無線局電気通信事業者が、スラヤ衛星を利用して携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第 3 の 1 の (4) に定める審査基準のほか、次の基準により行う。

ア 運用開始の予定期日

運用開始の予定期日は、原則として免許の日から 6 ヶ月以内であること。

イ 最大運用数

最大運用数は、以下に合致するものであること。

(ア) 運用開始の日（再免許申請の場合にあつては、再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の利用者数（運用数）見込み及びその算出根拠が、過去の実績、今後の事業計画等から妥当と認められるものであること。

(イ) 最大運用数は、1 衛星当たり 1,858,108 を超えないものであること。

ウ 工事設計

(ア) 無線設備の規格

施行規則第 15 条の 3 第 5 号の (5) に掲げる規格に該当するものであること。

(イ) 技術基準適合証明の有無

無線通信の用に供しようとする無線設備は、技術基準適合証明を有するものであること。

(ウ) 技術基準適合証明の内容

無線局事項書の「電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力」の欄に記載されたものに適合するものであること。

(7) インマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行う特定無線局電気通信事業者が、インマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第 3 の 1 の (5) に定める審査基準のほか、次の基準により行う。

ア～カ (略)

2・3 (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1)～(4) (略)

(5) 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う特定無線局
(略)

(6) インマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行う特定無線局電気通信事業者が、インマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第 3 の 1 の (4) に定める審査基準のほか、次の基準により行う。

ア～エ (略)

- (8) 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星データ通信を行う特定無線局

電気通信事業者が、非静止衛星を利用して携帯移動衛星データ通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1の(6)に定める審査基準のほか、次の基準により行う。

ア～ウ (略)

- (9) 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う特定無線局

電気通信事業者が、非静止衛星を利用して携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1の(7)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア～ウ (略)

- (10)～(12) (略)

- (13) ESV 携帯移動地球局

ESV 携帯移動地球局（設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局をいう。）であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1に定める基準によるほか、次の基準により行う。

ア～ウ (略)

- (14) (略)

- (15) 2.5GHz 帯の周波数の電波（地域アクセスバンド）を使用する特定無線局

電気通信事業者が開設する2.5GHz 帯の周波数の電波（地域アクセスバンド）を使用する特定無線局の審査は、第2の1(18)に定める基準のほか、次のとおり行う。

ア～オ (略)

カ 工事設計

(ア) (略)

(イ) 技術基準適合証明等の有無

技術基準適合証明又は工事設計認証（以下(15)において「技術基準適合証明等」という。）を有するものであること。

(ウ) (略)

- (16) 2545MHz から 2575MHz までの周波数の電波及び 2595MHz から 2625MHz までの周波数の電波を使用する特定無線局

2545MHz から 2575MHz までの周波数の電波及び 2595MHz から 2625MHz までの周

ア～エ (略)

- (7) 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星データ通信を行う特定無線局

電気通信事業者が、非静止衛星を利用して携帯移動衛星データ通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は第3の1の(5)に定める審査基準のほか、次の基準により行う。

ア～ウ (略)

- (8) 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う特定無線局

電気通信事業者が、非静止衛星を利用して携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は第3の1の(6)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア～ウ (略)

- (9)～(11) (略)

- (12) ESV 携帯移動地球局

ESV 携帯移動地球局（この(12)において設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局をいう。）であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1に定める基準によるほか、次の基準により行う。

ア～ウ (略)

- (13) (略)

- (14) 2.5GHz 帯の周波数の電波（地域アクセスバンド）を使用する特定無線局

電気通信事業者が開設する2.5GHz 帯の周波数の電波（地域アクセスバンド）を使用する特定無線局の審査は、第2の1(18)に定める基準のほか、次のとおり行う。

ア～オ (略)

カ 工事設計

(ア) (略)

(イ) 技術基準適合証明等の有無

技術基準適合証明又は工事設計認証（以下(14)において「技術基準適合証明等」という。）を有するものであること。

(ウ) (略)

- (15) 2545MHz から 2575MHz までの周波数の電波及び 2595MHz から 2625MHz までの周波数の電波を使用する特定無線局

2545MHz から 2575MHz までの周波数の電波及び 2595MHz から 2625MHz までの周

波数の電波を使用する特定無線局の審査は、第2の1(20)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の定義

この(16)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア)・(イ) (略)

イ～コ (略)

(17) ヘリサット携帯移動地球局

ヘリサット携帯移動地球局（設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局をいう。）であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1に定める基準によるほか、次の基準により行う。

ア～ウ (略)

2・3 (略)

第5 (略)

波数の電波を使用する特定無線局の審査は、第2の1(20)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の定義

この(15)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア)・(イ) (略)

イ～コ (略)

(16) ヘリサット携帯移動地球局

ヘリサット携帯移動地球局（この(16)において 設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局をいう。）であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1に定める基準によるほか、次の基準により行う。

ア～ウ (略)

2・3 (略)

第5 (略)